



●発行/杉並区 ●編集/広報課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
区の代表電話は ☎3312-2111
FAX 3312-9911 (広報課直通)
http://www.city.suginami.tokyo.jp/
☎ 3312

広報 **すぎなみ**

平成15年 6 / 1 NO.1640

主な記事

国民健康保険料の
コンビニ納付はじまる..... 1面
障害者地域自立生活支援センターが
開設されます..... 2面
水害を防ぎましょう..... 7面

〈発行日〉毎月1日・11日・21日

全国初！ 杉並区 国民健康保険料の コンビニ納付はじまる

区では6月から、全国の自治体に先駆け、国民健康保険料の納付書（バーコード付き納付書）でのお支払いが、コンビニエンスストア（コンビニ）でも可能になりました。便利なコンビニ納付をぜひご利用ください。問い合わせは、国民健康保険課収納係へ。



◀保険料のお支払いがより便利に

便利なコンビニ納付がはじまります

これまでの納付場所（金融機関、郵便局および区役所、区民事務所分室）に新しくコンビニが加わることで、指定の納付書（バーコード付き）があれば、時間や曜日気にせず、いつでもお支払いいただけます。お支払いいただけるコンビニは右下のとおりです。

納付書が変わります

コンビニ納付の開始に伴い、納付書が従来の様式からバーコード付きに変わります。（左下参照）従来の納付書（バーコード無し）は、コンビニでは

お支払い
いただける
コンビニ

- ・セブンイレブン
- ・ローソン
- ・ファミリーマート
- ・サンクス
- ・サークルK
- ・ミニストップ
- ・デイリーヤマザキ
- ・ポプラ
- ・生活彩家
- ・くらしハウス
- ・セイコーマート（関東・北海道地区のみ）
- ・スパ（北海道地区のみ）
- ・コミュニティ・ストア
- ・スリーエフ
- ・ホットスパ（取扱店のみ）
- ・セーブオン
- ・ココストア

お取り扱いできませんのでご注意ください。

従来の納付書は、金融機関、郵便局および区役所、区民事務所・分室でのみ、お取り扱いできます。6月以降、区から送付する国民健康保険料納付書は、バーコード付きです。

コンビニでは納付書を発行することはできません。お支払いの際は、必ずバーコード付きの納付書をお持ちください。コンビニ納付ができるのは、杉並区の国民健康保険料に限ります。

鳴り物入りでスタートした住基ネットの新たなサービスが、6月1日から始まります。それは、旅券（パスポート）の申請時に11桁の個人番号（住民票コード）を記載すれば、これまで必要だった住民票の添付が不要になるというものです。しかし杉並区は、確固たる個人情報保護のための法整備がなされていないことを理由に、現時点では住基ネットに参加してならず、杉並区民はこれまで通り住民票の添付が必要となります。

しかし戸籍謄本の添付は、これまで通り誰でも申請に必要であり、住基ネットの「利便さ」を受け取る人たちも、役所から戸籍謄本



四〇〇億円かけた「利便さ」

杉並区長

山田 宏

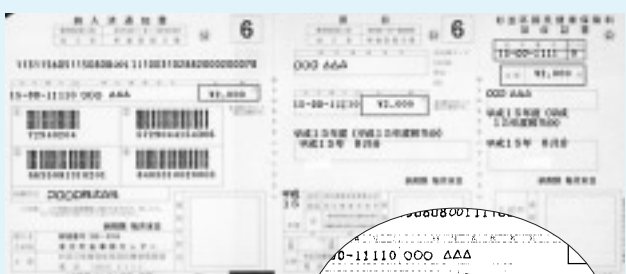


ネット不参加による負担格差が杉並区民と他の住民の間に生じないよう、杉並区は旅券申請の場合の住民票交付手数料を無料にいたしました。

さて8月25日からは、全国どこでも住民票がとれる」という住基ネットの本格サービスが開始されますが、果たして初期投資四〇〇億円、年間経費二〇〇億円の税金を費やしてまで求める「利便さ」を求めた人がいたとしても

全国民に11桁の番号をつけて参加を強制するのではなく、住基ネットへの参加・不参加は個人の判断にゆだねるべきだと、私はこれまで何度も主張してきました。住基ネットへの今後の方針については、区民の皆さま、議会や調査会議の専門家のご意見もお聞きしながら決定していきますが、区としては7月に荻窪と高井戸の二カ所に、土日サービスを行う区役所の駅前事務所を開設し、また全国で初めて国民健康保険料のコンビニ納付が始まり、さらに9月からは区の施設の予約もインターネットで行えるようにするなど、これからも区民本位の「利便さ」を築いていくつもりです。

15年度保険料のバーコード付き納付書は、6月17日に送付します！



ご注意ください！

コンビニ納付は、バーコード付きの納付書でのみ利用できます。

国民健康保険のお知らせは2面へ続きます。



古紙配合率100%再生紙を使用しています

SARSについての相談窓口は杉並保健所保健予防課 ☎3391 1025へ

15年度国民健康保険料額通知書

・納付書をお送りします

国民健康保険料額のお知らせ

(6月～翌年3月まで)になります(口座振替利用の方も含みます)。

これは、4月に前年度住民税、7月に当該年度住民税で年二回算出していたものを、最初から当該年度の住民税で計算し、確定した保険料で6月にお知らせするものです。

4月・5月は保険料のお支払いがない月です。

14年10月から、満70歳になられた方に、国民健康保険高年齢受給者証が交付されています。

昭和7年10月1日以降に

14年10月から、満70歳になられた方に、国民健康保険高年齢受給者証が交付されています。

昭和7年10月1日以降に

14年10月から、満70歳になられた方に、国民健康保険高年齢受給者証が交付されています。

昭和7年10月1日以降に

14年10月から、満70歳になられた方に、国民健康保険高年齢受給者証が交付されています。

昭和7年10月1日以降に

14年10月から、満70歳になられた方に、国民健康保険高年齢受給者証が交付されています。

昭和7年10月1日以降に

14年10月から、満70歳になられた方に、国民健康保険高年齢受給者証が交付されています。

昭和7年10月1日以降に

14年10月から、満70歳になられた方に、国民健康保険高年齢受給者証が交付されています。

昭和7年10月1日以降に

14年10月から、満70歳になられた方に、国民健康保険高年齢受給者証が交付されています。

昭和7年10月1日以降に

14年10月から、満70歳になられた方に、国民健康保険高年齢受給者証が交付されています。

昭和7年10月1日以降に

14年10月から、満70歳になられた方に、国民健康保険高年齢受給者証が交付されています。

昭和7年10月1日以降に

14年10月から、満70歳になられた方に、国民健康保険高年齢受給者証が交付されています。

昭和7年10月1日以降に

14年10月から、満70歳になられた方に、国民健康保険高年齢受給者証が交付されています。

昭和7年10月1日以降に

14年10月から、満70歳になられた方に、国民健康保険高年齢受給者証が交付されています。

昭和7年10月1日以降に

14年10月から、満70歳になられた方に、国民健康保険高年齢受給者証が交付されています。

昭和7年10月1日以降に

14年10月から、満70歳になられた方に、国民健康保険高年齢受給者証が交付されています。

昭和7年10月1日以降に

14年10月から、満70歳になられた方に、国民健康保険高年齢受給者証が交付されています。

昭和7年10月1日以降に

14年10月から、満70歳になられた方に、国民健康保険高年齢受給者証が交付されています。

昭和7年10月1日以降に

14年10月から、満70歳になられた方に、国民健康保険高年齢受給者証が交付されています。

昭和7年10月1日以降に

国民健康保険 夏季保養施設 申込受付中

杉並区の国民健康保険加入者にご利用いただくため、夏季保養施設を開設します。

【開設期間】7月20日(日)～8月25日(月)・費下表のとおり(対杉並区の国民健康保険加入者で保険料に未納のない方(往復八ガキ(一世帯一枚)に①代表者の住所・氏名・電話番号②保険証記号番号③希望施設・宿泊日・泊数(二泊まで)・人数(二名以上定員まで)を第三希望まで書いて、6月16日(必着)までに国民健康保険課へお送りください。

開設場所・利用料金一覧表

開設場所	施設名	利用料金(1泊2食)			定員	借上げ室数
		大人	小人	食事不要の幼児(布団が必要な場合)		
由比ヶ浜海岸	鎌倉・ホテル花月園	4000円	3000円	無料(1500円)	8名	1室
四万温泉(中之条)	積善館山荘	6500円	4000円	無料(2000円)	4名	2室
湯村温泉(甲府)	ホテル湯伝	6000円	4000円	2000円(3000円)	6名	1室
箱根温泉(箱根湯本)	ホテル南風荘	7000円	4000円	無料(3000円)	5名	3室
修善寺温泉(修善寺)	菊屋	7000円	5000円	無料(3000円)	5名	1室

(注)① 小人=小学生(鎌倉・ホテル花月園は3歳以上～小学生、ただし3～5歳は2000円)。②利用料金は、このほかに消費税や入湯税などが掛かります。③各施設の案内は国民健康保険課にあります(郵送不可)。

障害者の自立と地域生活の安定をめざして

6月1日 開設

障害者地域自立生活支援センター

障害者地域自立生活支援センターが、障害者福祉会館内(高井戸東4 10 5)に開設されます。

地域の障害者に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング(当事者相談)、介護相談および情報の提供などを総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援し、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

問い合わせは、障害者福祉会館 ☎3332 6121 FAX3335 3581へ。



自立支援セミナー

障害の理解、福祉制度の使い方、調理講習、コミュニケーションなどを題材に、自立生活を築くきっかけ作りをお手伝いします。15年度は次のような事業を開催する予定です。

- ①知的障害者本人活動支援セミナー(つどい会)
- ②高次脳機能障害支援セミナー
- ③呼吸・リハビリ教室(詳細は4面にあります)
- ④身体障害者のための料理講習会

養成講座

新たな人材育成・発掘のため、次のような講座を行う予定です。

- ①ピアカウンセラー養成講座
- ②知的障害者ガイドヘルパー養成講座
- ③視覚障害者ガイドヘルパー養成講座

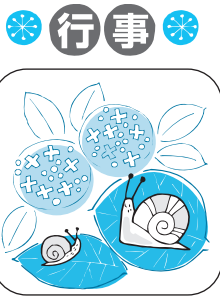
総合相談窓口

社会参加、リハビリ、住宅改造、福祉用具、介護、就労などの相談について、専門職員(作業療法士・理学療法士・看護師など)が連携を取りながら、自立生活に向けて相談・援助をしていきます。希望者には訪問もします。

ピアカウンセリング(当事者相談)

障害のあることでの悩みなど、どんな小さなことでもご相談ください。気持ちを共有できる当事者相談員がお話を伺います(肢体不自由・視覚・聴覚)。

そのほか、様々な相談に随時応じていきます。電話などで気軽にご相談ください。



行事 催し

アンサンブルあさがやコンサート

時6月28日(土)午後3時開演(2時30分開場、区共催)
場セシオン杉並(梅里1)
22 32(内出演)アンサンブルあさがや、指揮西内庄一 曲目「ドニゼッティ」

議場でのミニコンサート

第二回区議会定例会初日に、議場で日本フィルハーモニー交響楽団(一人一人の金管奏者)による演奏を行います。



議場でのコンサート

郵便八ガキ
①行事名
②住所
③氏名(フリガナ)
④年齢 ⑤性別
⑥電話番号

(原則1人1枚)
往復八ガキの場合は返信用のあて先も記入を
あて先は各記事の申込先(住所が記載されていないものは区役所)
託児のある行事は、託児希望の有無、お子さんの氏名・年齢・性別も記入

高円寺若者雑学塾

みなんで勝手に高円寺百選! 散策ツアー
通ったことのない曲がり角、ちよっと気になる店がある。地名だけは知っているけれど、一度行って見たい。そんな高円寺の街をみんなで楽しく散策して勝手に百選しませんか。

久我山ホテル祭り

今年は二日間の開催です。神田川の飼育池からも放流します。(区後援)

冒険遊び場に集合!

木登りや火おこしなど、プレリーダーと一緒に普段できない遊びを楽しもう。(区後援)

夏短歌連盟

夏の歌会
時6月22日(日)午後1時~5時(区共催)場セシオン杉並(梅里1) 22 32(内)公募作品の発表と講評無料(当日、直接会場へ)

ベトナムの家庭料理

今、アジアで最も熱い視線を浴びている美味の国ベトナムに視点をあてます。

国際交流料理講座2003

時6月16日(月)午前11時~11時30分(区役所中棟五階)内曲目「ルネッサンス舞曲集」

百人一首かるた競技杉並大会

時7月13日(日)午前9時30分~午後7時(受付は9時~9時30分・区後援)場荻窪体育館(荻窪3) 47 2(内)種目「競技かるた」

小曲による杉並舞踊会

小さいお子さんから年配の方まで、日ごろの日本舞踊のけい古の成果を発表します。(区共催)

久我山ホテル祭り

今年二日間の開催です。神田川の飼育池からも放流します。(区後援)

冒険遊び場に集合!

木登りや火おこしなど、プレリーダーと一緒に普段できない遊びを楽しもう。(区後援)

夏短歌連盟

夏の歌会
時6月22日(日)午後1時~5時(区共催)場セシオン杉並(梅里1) 22 32(内)公募作品の発表と講評無料(当日、直接会場へ)

ベトナムの家庭料理

今、アジアで最も熱い視線を浴びている美味の国ベトナムに視点をあてます。

国際交流料理講座2003

時6月16日(月)午前11時~11時30分(区役所中棟五階)内曲目「ルネッサンス舞曲集」

環境博覧会すぎなみ2003・プレイベント

発見! 体験! エコライフ

知っていますか? 得する省エネ生活

子どもたちの未来のために環境問題を地球規模で考え、エネルギーを大量に消費する毎日の生活を少し見直してみませんか。

各家庭で簡単にできる省エネのワザ紹介、エコ・クッキング、リメイク教室、その他パネル展示、友好都市北海道風連町特産品(アスパラガス・大福もち)の販売、ごみぱっくん体験コーナーもあります。皆さん奮ってご参加ください。

時6月14日(土)午前10時~午後4時(場)井草地域区民センター(下井草5 7 22)内下表のとおり(無料)当日、直接会場へ(環境課環境都市推進担当)

発見! 体験! エコライフ

Table with 2 columns: 内容 (Content) and 時間 (Time). Rows include: 省エネ教室, エコ・クッキング, リメイク教室, etc.



省エネナビを貸出します

省エネナビは、省エネ効果がひと目でわかるように、電気使用量を金額に換算して表示する計測機器です。家庭での省エネ活動の効果を実感してみませんか。

貸出期間 = 6カ月間(区内在住の方)無料(当日、住所のわかるものをお持ちのうえ、直接会場へ。6月16日(月)からは環境課計画係(区役所西棟7階)で受け付けます(先着20名程度)同係

NPO 経理講座

NPO 法人の会計の特徴を基礎知識から説明する講義編と、日常の会計処理を実際に行っていく実務編を行います。

時・内①6月13日(金) NPO 法人の経理(講義)②17日(火) NPO 法人の経理(実務) / 時間はいずれも午後6時30分～8時30分

杉並 NPO・ボランティア活動推進センター(阿佐谷南1-47-17) 定一五名 費各回一〇〇〇円(資料代含む) 申・問電話またはファクスで、同センター ☎53063997

6597(先着順) **裂き織り 入門編**

古い布を裂いて簡易織り機、足踏み織り機を使いコースターを作ります。

時6月20日(金)①午前10時～午後1時②午後1時30分～4時30分

入江川沿いの自然環境を満喫しながら、高井戸(定)各回五名(費六〇〇円)往復八ガキ(3面記入例参照)に希望時間を書いて、6月12日(必着)までリサイクルひろば高井戸(〒168-0072 高井戸東3-7-4)へ問同ひる ☎3331-4360 (水・木曜休館)

これからのボランティア活動や NPO に参加してみようとお考えの方を 대상으로、毎月一回さまざまなテーマで開催する、ボランティア入門講座です。

今回は、荻窪地域でミニデイホーム(日中介護施設)を通して、高齢者とのふれあい活動を行っている講師からお話いただきます。

杉の樹会議演説会 **食品添加物の概要**

食品の60%以上は加工食品です。その製造、加工、貯蔵に多く使用されている食品添加物について、長年製造や加工に携わり海外情報にも詳しい講師が説明します。

青少年委員制度発足50周年事業

作ろう! 遊ぼう! 冒険しよう!

①ロボコンジュニア2003

鉄腕アトムの子供に生まれた年に、中学生の君も育英工業高専のお兄さんお姉さんとロボットを作って競ってみよう。

②わくわく科学実験教室

めざせ未来の科学者。楽しく遊んで、科学の不思議を体験しよう。

③スパイクズ in あさがや

スパイク大募集、主役は君! 舞台は「まち」「なぞ」と「冒険」の物語が始まります。



男女平等推進センター 講座

女性が職場に戻るときの再就職に向けて、就職難のこの時代、上手に仕事を見つけ、賢く働くための講座です。

時6月19日(木)午後1時30分開演(1時間) 場セシオン杉並(梅里1-22-32) 講師 技術士(食品) 堅正五郎(定一四六名(先着順) 費無料) 同日 樹会・井上 ☎33986971

時6月29日(日)午前10時～正午 場高井戸地域区民センター(高井戸東3-7-5) 定一五名 費無料

時7月6日(日)午後2時～4時 場集合場所 阿佐谷

呼吸・リハビリ教室 呼吸器障害者の情報を提供し、呼吸器障害者・家族な

自立支援セミナー

時6月21日(土)午後2時～4時30分 場都立西高等学校(宮前4-21-32) 師パネリスト 岩本振武、加藤諦三、佐藤恭子、今村聡子、福島聡(定三五〇名(先着順) 費無料) 同日、直接会場へ問西高同窓会事務局 ☎3211212

女性が職場に戻るとき 再就職にむけて

日時	内容	講師
① 6月20日(金) 午後2時～4時	情報をつかむ～最新の求人・就職状況は? ハローワークと上手なつきあい方(個別の就職相談は行いません)	渋谷 浩二 (ハローワーク(しづやワークプラザ)統括職業指導官) 鈴木 廣二
② 25日(水) 午後6時30分～8時30分	知っておきたい法律知識～パートタイム労働法やセクハラ、解雇など雇用にかかわる法律の基礎知識	弁護士 吉岡 睦子
③ 28日(土) 午後2時～4時	適性を知ろう～早まった選択はソン! 自分の適性を知りふさわしい仕事をみつけてみませんか	キャリアカウンセラー 堀井 瑞子 臨床心理士 木内 喜久江

生涯学習セミナー

育てよう感謝の心、思いやりの心、自立の心

時6月22日(日)午前10時～午後3時30分(区後援) 場産業商工会館(阿佐谷南3-2-19) 師財モラロジイ 研究所社会教育講師・橋本知郎、宮田正義(定一〇〇〇円(軽食含む) 申・問電話またはファクスで、杉並モラロジイ事務所 ☎53007123)

公開シンポジウム 日本の教育改革 初・中等教育から大学教育までの教育改革を取り上げ、真の教育とは、知の探求とは何かを追求します。

住宅改修のトラブル

最近、介護保険による住宅改修を勧められ、電話でのアンケート調査後、執拗な訪問や強引な勧誘を受け、高額な住宅改修をしてしまったというトラブルが増えていきます。

介護保険ひとくちメモ

住宅改修の申請には、工事着工前の写真やケアマネジャーが作成した理由書などが必要です。契約する前に必ずケアマネジャーにご相談ください。

具体的には、給付の限度額を超えた工事や対象とならない工事を行い、介護保険の給付を超えた部分については全額自己負担を求められたり給付を受けられないといったトラブルです。

土曜日のパパママ学級

7月12日(土)午後0時30分～3時30分 荻窪保健センター (〒167-0051 荻窪5-20-1 ☎3391-0015)

【対象】区内在住の当日妊娠20週以上の初産のカップル24組 (抽選) 【参加費】無料 【申込み】往復八ガキに2人の氏名・住所・電話番号・出産予定日、返信用のあて先を書いて、6月27日(必着)までに同保健センターへ

たとえ契約しても、訪問販売による自宅での契約は、契約から八日以内なら解除(クーリング・オフ)ができます。詳しくは消費者センター ☎33143620へご相談ください。なお、介護保険外の住宅改修についても同様のトラブルにご注意ください。

住宅改修 対象者 要支援・要介護認定者 **対象工事** 手すりの取付け・段差の解消・床材などの変更・扉の取替え・便器の取替え(内支給限度額一住居につき改修金額二〇万円までは、九割支給、一割自己負担) 高齢者施策課 介護保険相談窓口、介護保険課給付係



募集します

杉並中高生情報誌「Cedre(セドル)」三号をつくらう！編集スタッフ

「セドル」は、18歳までの青少年たちが取材活動や原稿作成など雑誌づくりのノウハウを学びながら、同世代に向けてつくる情報誌です。

第一回目の打ち合わせを次の日程で開催します。編集スタッフになりました方は、ぜひご参加ください。

事代などは自己負担(担当日、直接会場へ)社会教育センター ☎3317 6621

(仮)久我山学級のお友達と遊ぼう ボランティア

6月から、高井戸第二小学校の子どもたちが、同校の知的障害学級(久我山学級)の子どもたちと一緒に遊ぶ事業を始めます。

子どもたちと遊んだり、安全面に気を配ったり、障害児の援助をするなど、児童館職員と一緒に運営を行うボランティアを募集します。

時6月6日(金)・7月11日(金)午後3時~4時 高井戸第二小学校(久我山)49番地

区立小学校 水泳補助員

区立小学校では、水泳指導の充実と一層の安全確保を図るため、水泳補助員を募集します。

非常勤看護職員

(福)杉樹会 二〇〇円(電話で、勤務を希望する学校へ)社会教育スポーツ課(他)募集を行わない小学校もあります

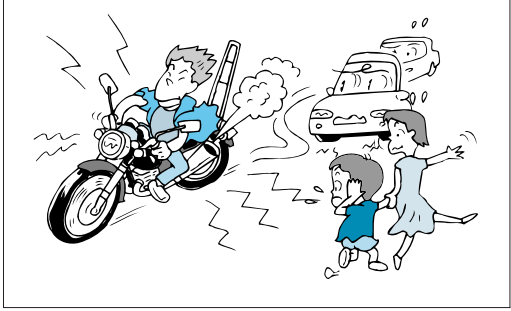
非常勤看護職員

人ホームさんじゅ久我山利用者の健康管理 勤務時間など 午前8時30分~午後5時15分(日数は応相談) 資格など 50歳位までの方、看護師または准看護師

給正看一四〇〇円以上、准看一〇〇〇円以上(履歴書・資格証明書を郵送で、さんじゅ久我山(〒168 0082)久我山3 47 16)へ

大宮ふれあいの家 非常勤職員 区内の配膳スタッフ 勤務時間 午前10時30分~午後5時 時給 八五〇円

「明るい選挙啓発ボスターコンクール」の作品 皆さんの「選挙」に対する夢や希望をボスターにし



暴走族追放強化期間

6月1日(日)~30日(月)

暴走族の追放は、まず家庭から、そして地域から

暴走族は、区民の暮らしに大きな迷惑をかけます。家庭や地域ぐるみで暴走族追放の気運を高め、交通安全の意識を向上させましょう。

ありがとうございました

2月~4月のご寄付 (敬称略・順不同)

- 【福祉】▷ハイランドセンターチャリティバザー実行委員会 = 1,000,000円▷杉並明るい社会づくりの会 = 1,000,747円▷杉並区ゴルフ連盟 = 80,000円▷望月みゆき = 100,000円▷久遠キリスト教会 = 20,000円【みどりの基金】▷みどりの基金友の会代表・山室京子 = 13,123円▷川端新興会会長・平山勝彦 = 5,000円▷杉並区職員有志 = 3,432円▷匿名希望 = 35,000円▷島崎忠雄 = 1,000,000円▷杉並野草の会会長・山田収二 = 16,240円【NPO支援基金】▷匿名希望(事業者) = 100,000円▷東京中小企業家同友会杉並支部 = 100,000円▷匿名希望(個人) = 200,000円▷匿名希望(事業者) = 800,000円▷Singh Rajender(個人) = 7,777円

お知らせ

家族介護者ヘルパー 受講料の助成

家族介護の経験をいかしてホームヘルパーとして働くことを支援するため、訪問介護員養成研修の受講料の一部を助成します。

対次の要件をすべて満たす方①区内に住居登録があり、申請時過去一年間に三親等内の親族で介護保険第1号被保険者(第2号被保険者で特定疾病に該当する方を含む)を三月以上介護していた方②15年度中に訪問介護員養成研修二級または三級課程を受講し修了認定

お困りのときは「相談」

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアです。地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられました。

6月1日は人権擁護委員の日

デイキャンプ場

蚕糸の森公園(和田)355 30、塚山公園(下高井戸)5 23 12、井草森公園(井草)4 12 1)では、区立小学校の夏休み期間、青少年の健全育成活動を目

スプレー缶・カセットボンベ ごみに出すなら使いきり 清掃車やごみ処理施設の火災が大変多く発生しています。

国民年金 65歳になられる方へ

老齢基礎年金の受給には、手続が必要です。受付は誕生日の前日からです。必要書類などについては下記にお問い合わせください。

Table with 4 columns: 審議会名, 日時, 主な内容, 問合せ. Includes entries for '男女共同参画推進区民懇談会' and '青梅街道IC問題調査会議'.

Table with 3 columns: 氏名, 電話番号. Lists members of the '杉並地区人権擁護委員'.

『すぎなみの保育園史』を発行しました 杉並区社会福祉協議会の創立五〇周年を記念して、『すぎなみの保育園史』を発行しました。

急病診療のご案内

まず、電話で確認! 保険証を忘れずに

☎3391-1599
休日等夜間急病診療所(荻窪5 20 1 杉並保健所内)

【小児科】平日:午後7時30分~午後10時30分
(受付は午後10時まで)

【内科・小児科・外科・耳鼻咽喉科】
土曜日:午後1時~午後10時
(受付は午後9時30分まで)
(耳鼻咽喉科のみ、午後1時~午後5時は輪番の医院にて)

日曜・祝日:午後5時~午後10時
(受付は午後9時30分まで)
(午前9時~午後5時は輪番の医院にて)

☎3398-5666
歯科休日急病診療所(荻窪5 20 1 杉並保健所内)

【歯科】日曜・祝日:午前9時~午後5時

調剤薬局 ☎3391 5539

東京都保健医療情報センターひまわり ☎5272 0303 (24時間受付)
東京消防庁災害救急情報センター ☎3212 2323

用途地域等見直し「区素案」の変更案に関する説明会

現在、7月上旬に東京都へ提出する「区原案」の作成作業を進めています。区民の皆さんの意見・要望や区議会(用途地域対策特別委員会)の審議などを踏まえて検討した結果、荻窪駅周辺については「区素案」の内容を変更したいと考えています。そこで変更案について説明会を開催します。

時 6月6日(金)午後7時~
場 杉並保健所(荻窪5 20 1)申当日、直接会場へ
国都市計画課(他車での来場はご遠慮ください)

建設物の耐震診断や耐震改修についての無料相談会

専門家による相談会を開催します。

時 6月12日(木)午後1時~
4時 場 区役所一階ロビー(申当日、直接会場へ) 建築課
建築監理係(他図面などがある場合はお持ちください)

5301/西 ☎33332

西田ゆうゆうハウス 臨時休館

西田ゆうゆうハウスと併設の郷土資料展示室は、7月19日(土)~9月12日(金)まで、西田小学校の耐震工事のため臨時休館します。 国社会教育スポーツ課管理係

高齢者活動支援センター 臨時休館

館内工事のため6月10日(火)・11日(水)は臨時休館します。

国高齢者施策課



7月の胃がん検診

会場・定員・費用	実施日時	対象	申込方法
保健医療センター(荻窪5 20 1) 定員=40名 費用=1000円	7月の木・金・土曜日 午前9時~午前中	35歳以上の区民	希望日の2週間前の火曜日までにハガキで杉並区医師会胃がん検診担当(〒166 0004阿佐谷南3 48 8 ☎3392 4114)へ。問い合わせは、健康推進課 ☎3391 1015へ

(注)1. 受診の際は、自己負担金(1000円)がかかりますので、受診会場でお支払いください。なお、生活保護受給世帯の方は負担金が免除されます。2. 次の ~ に該当する方は、申し込みをご遠慮ください。胃の手術を受けたことのある方 現在、胃および十二指腸の疾病治療中または経過観察中の方 妊娠中の方(または妊娠の可能性のある方) おおむね1年以内に区実施の胃がん検診を受けた方。3. ハガキ(1人1枚)に「7月の胃がん検診」と明記し、住所・氏名(フリガナ)・生年月日・年齢(16年3月31日現在)・受診希望日を書いてください。申込締切日は必着。4. 申し込み多数の場合は、抽選。受診の可否・受付時間は、後日連絡します。

水道なんでも相談

6月は水道ふれあい月間

時・場 ①6月4日(水) JR荻窪駅北口広場 ②25日(水) JR阿佐ヶ谷駅北口コンコース/時間はいずれも午後2時~4時 国水道局 杉並営業所(東 ☎3313 5301/西 ☎33332)

赤十字家庭看護法・幼児安全法講習会

時・場 ①内下表のとおり ②全日程出席できる満15歳以上の健康な方(遅刻・早退・子どもの同伴は不可) ③定二五名(抽選) ④費一〇〇〇円(教本代、保険料など) ⑤申往復ハガキ(3面記入例参照)に生年月日・職業・希望するコース名も書いて、各締切日(必着)までに、日本赤十字社東京都支部講習一係(〒169 854

消防署の名をかたる 悪質訪問業者にご注意!

消防署では、消火器の点検や訪問販売は行っていません。おかしいと思ったら家の中に入れて、身分証明書の提示を求め、不審な場合は消防署へお問い合わせください。 国杉並消防署予防課指導調査係 ☎3393 0119(内線520) / 荻窪消防署予防課指導調査係 ☎3395 0119(内線520)

児童手当・児童育成手当

児童手当は、6月1日における状況を記入していただき、手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなり、必ず6月30日までに提出してください。

なお、所得制限があります。対象となるのは、受給者の14年間の所得金額から表2で該当する控除額を差し引いた後の金額が表1の限度額未満の方です。受給要件の詳細は各手当担当にお問い合わせください。

現況届の提出をお忘れなく

児童手当・児童育成手当 給付と所得者 源泉徴収票の給付と所得者の金額 事業所得者 確定申告書の所得金額 扶養人数 税法上の扶養人数 手当月額 児童手当 第一子、第二子各五〇〇〇円 第三子以降一人につき一万円 児童育成手当 児童一人につき一三五〇〇円

表1 所得限度額

扶養人数(税法上)	児童手当		児童育成手当 児童育成障害手当
	国民年金加入者・年金未加入者	厚生年金等加入者	
0人	301万円	460万円	360万4000円
1人	339万円	498万円	398万4000円
2人	377万円	536万円	436万4000円
3人	415万円	574万円	474万4000円

以下扶養人数が1人増すごとに所得限度額は38万円増加します。

表2 所得からの控除額

児童手当・児童育成手当・児童育成障害手当共通	
一律控除	8万円
勤労学生・寡婦・寡夫控除	27万円
特別寡婦控除	35万円
老年者控除	50万円
障害者控除(1人につき)	27万円
特別障害者控除(1人につき)	40万円
雑損・医療費・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額
老人扶養控除(1人につき)	児童手当=6万円 / 児童育成手当・児童育成障害手当=10万円
児童育成手当・児童育成障害手当のみ	
配偶者特別控除	控除相当額
特定扶養控除(1人につき)	25万円

新鮮な空気で毎日を健康に

最近の住宅は気密性能が向上しています。その結果、自然換気量が少なくなり、カビやダニの死がい、各種の化学物質などが室内空気中に長く滞留します。これらの物質が呼吸によって体内に取り込まれ、私たちの身体に様々な害を起すことがあります。

カビやダニの被害

カビやダニの発生しやすい湿度は60%以上です。これから梅雨を迎えると、室内の湿度が上がると、カビやダニの発生しやすくなります。

室内空気中の化学物質による被害

換気が不十分のため、室内空気から高い濃度の化学物質が検出される住宅があります。代表的な空気中の化学物質には、建材や家具の接着剤から発生するホルムアルデヒド、トルエン、防虫剤に使われるパラジクロロベンゼンがあります。昨年保健所に相談のあった住宅の調査でも、約25%がホルムアルデヒドの室内濃度指針値を超えています。これらの化学物質は、目やのどを刺激したり、頭痛を起したりすることがあります。

住まいの快適さを確保するために換気をしましょう

換気をする、室内空気中の化学物質を排出すること、通帳に記帳しご確認ください。

なお、現況届の審査の結果、手当の受給資格が消失する方には、7月中旬ごろに通知を送付します。

申・国児童手当・児童育成手当は児童福祉係、児童育成障害手当は障害者福祉係へ

季節を問わず、積極的に新鮮な外気を室内に取り入れましょう。部屋の二方所の窓を開けて空気を流通させると効果的です。

室内の空気環境調査をします(無料)

区では室内空気中の、ホルムアルデヒドなどの化学物質濃度やハウスダストに含まれるダニ抗原量の測定・調査を行っています。

国杉並保健所生活衛生課 ☎3391 1991



合同水防演習

雨の多いシーズンです

日ごろの備えで水害を防ぎましょう

区内でも、過去に多くの浸水被害が発生しており、決して油断はできません。雨の多いシーズンに備え、被害を軽減するため、水害対策について考えてみましょう。 問い合わせは、建設課計画調整係へ。

水害のない 安全なまちづくり

都と区では、次のような治水対策を進めています。

神田川・環状七号線地下調節池事業

都建設局は、環状七号線の地下四〇mに神田川の洪水をためる調節池の建設を進めています。九年四月には、第一期工事(二四万㎡)が完成しています。また、現在、善福寺川取水施設を含めた第二期工事(二〇万㎡)が進んでいます。

和田弥生幹線事業

都下水道局は、環状七

都市型水害の特徴

東京では、地表のほとんどが建物やアスファルトの道路で覆われているため、雨水が地下にしみ込みにくく、短時間に大量の雨水が河川や下水道に集まるようになっていきます。

その結果、河川に流れ込めなくなった下水がマンホールからあふれだし、河川から離れた地域で被害をもたらすことがあります。

豪雨時の地下室は危険

地下室や地下駐車場など地下空間の利用が進む都市部で地下水害が多くなっています。

地下室は次のような特徴があり、注意が必要です。(上図)

- ① 地上が冠水すると急激に水が流れ込む。
- ② 外の状況が分からず逃げ遅れる。
- ③ 浸水すると停電し、エレベーターなどが使用不可になる。
- ④ 水圧でドアが開かず閉じ込められる。

地下室のある建物をお持ちの方、「ご利用の方」の浸水の危険があるときは、早めに避難しましょう

地上が冠水すると一気に水が流れ込んでいきます

地下室では外の様子がわかりません

浸水すると電灯が消えます エレベーターは使えません

水圧でドアは開きません

合同水防演習

五月十四日(水)、都立善福寺公園下池で、第四消防方面本部・各消防署・消防団・災害時支援ボランティア・町会と、合同で水防演習を行いました。これからも区民・関係機関と連携を十分に図り、安全で水害に強い杉並区をめざします。

号線から環状六号線までの本郷通りの地下五〇mに、巨大な下水道管を建設し、雨水を一時貯留するための施設(一五万㎡)の建設を進めています。

雨水の流出抑制対策

区では雨水をできる限り地中に浸透させるために「透水性舗装」「雨水浸透ます」「雨水浸透地下埋管」を設置しています。

また、民間の敷地での対策を一層進めるため、個人所有の新築・増築住宅などを対象に、雨水浸透施設の設置費用を一部助成しています。(下表)

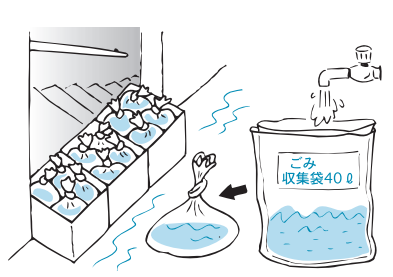
雨水浸透施設設置費の助成

助成施設	敷地面積1000㎡未満で個人所有の住宅など
対象	敷地所有者または雨水浸透施設設置の権利を有する方
助成額	最高限度額40万円

一人ひとりができる水害対策

集中豪雨には、早めの対処が大切です。地下施設がある場合は、もしもの浸水を考えて排水設備を取付けるなど、水害に強い建物にするとともに、土のうの準備をしておきましょう。土木事務所では、土のうの貸し出しを行っています(南土木事務所 ☎33168、北土木事務所 ☎33954308)。

① 緊急措置として、ゴミ袋などを簡易水のうとして使用することができません。家庭で使用されるゴミ袋を二重にして、中に半分程度の水を入れ、それを、用意したダンボール箱にたくさん並べるなどの方法もあります。(左図)



道路の側溝や雨水ますには車を乗り入れるためのブロックや商品棚などを置かないで、いつでも排水できるようにしましょう。また、枯れ葉などで雨水ますの吸い込み口が詰まったら、掃除するように心がけて下さい。

その結果、河川に流れ込めなくなった下水がマンホールからあふれだし、河川から離れた地域で被害をもたらすことがあります。

S P O R T S

競技大会

弓道夏季大会

時 7月6日(日)午後1時～5時(区後援) 場 上井草スポーツセンター(上井草3-34-1) 対 区内在住・在勤・在学の方および区弓道連盟会員の方 定 15名(抽選) 費 無料 申 往復八ガキ(3面記入例参照)で6月25日(必着)までに、区弓道連盟・穴戸文育(〒168-0065 浜田山1-7-6-203)へ 問 同連盟・穴戸 ☎3329-4614(午後6時～9時) 他 当日は弓道衣、はかまを着用して下さい

区民体育祭秋季大会

軟式野球

時 7月13日～11月の日曜・祝日午前9時～午後5時 場 松ノ木運動場(松ノ木1-3-22) ほか 因 種目 = 社会人の部・中学生の部 対 区内在住・在勤・在学で20名以内で編成されたチーム 費 社会人の部 = 1チーム8000円、中学生の部 = 1チーム5000円 申 6月15日までに、社会人の部は区軟式野球連盟・遠藤 ☎3337-8489(平日の午前11時～午後1時)へ。中学生の部は区中学生軟式野球協会・吉野 ☎3390-3144(井草中学校・平日の午前9時～午後5時)へ 他 上記の各団体に所属するチームには別途通知します

スポーツ教室

ウォーキング講習会

時 6月8日(日)午前10時～午後0時30分(9時30分受付開始・区後援) 場 集合場所 = 高井戸地域区民センター(高井戸東3-7-5)～神田川沿い5kmコース 対 区内在住・在勤・在学の健康な方 費 無料 申 当日、直接集合場所へ 問 区陸上競技協会・和田 ☎090-4942-7832(午前7時～午後9時)

初心者弓道教室

時 6月29日(日)、7月6日(日)・12日(土)・20日(日)・26日(土)の午後6時～9時(計5回・区共催) 場 上井草スポーツセンター(上井草3-34-1) 対 区内在住・在勤・在学の方 定 20名(抽選) 費 無料 申 往復八ガキ(3面記入例参照)に経験の有無も書いて、6月18日(必着)までに区弓道連盟・穴戸文育(〒168-0065 浜田山1-7-6-203)へ 問 同連盟・穴戸 ☎3329-4614(午後6時～9時)

競泳飛び込み講習会

時 6月23日(月)午後7時～9時(受付は6時30分～7時・区後援) 場 高井戸温水プール(高井戸東3-7-5) 因 競泳におけるスタートとターンの練習 師 杉並区水泳連盟指導員 対 区内在住・在勤・在学および在スイミングクラブの25m以上泳げる方 定 100名程度(先着順) 費 大人400円、小人200円 申 当日、直接会場へ 問 区水泳連盟・森田 ☎3321-7284

その他

いきいき健康アドバイス

運動機能測定で体力年齢を算出し、専門スタッフがあなたに合った運動プログラム(①成人病予防②シェイプアップ③体力アップ)を作成し、健康づくりのアドバイスを行います。

時 6月15日(日)午前9時～午後6時 場 上井草スポーツセンター・トレーニングルーム(上井草3-34-1) 対 区内在住・在勤・在学で16歳以上の方 定 20組(個人・ペア可) 費 400円(入場料) 申 電話で希望受付時間(受付時間は午前9時～20分ごとに1組)を上井草スポーツセンター ☎3390-5707へ(先着順) 他 受付からアドバイス終了まで約1時間かかります

Hello! SUGINAMI

Published by: Sugunami City Office, Editing: Public Relations Section, Address: 1-15-1 Asagayaminami, Sugunami-ku, Tokyo 166-8570.
Tel: 3312-2111 (main switchboard), Fax: 3312-9911 (direct line for Public Relations Section) (Please make inquiries in Japanese.) <http://www.city.suginami.tokyo.jp/>

This page provides information about the city in English for foreign residents living in Sugunami City and appears regularly on page 8 of this bulletin, published on the 1st day of even-numbered months. The articles here were previously published in the Japanese version newsletter, *Koho Sugunami* and other publications.
このページでは、杉並区に住む外国人の方に、英語で区の情報をお知らせしています(偶数月の1日号8ページに掲載)。なお、日本語版をご希望の方は、広報課へ。

New System Allowing Payment of Your National Health Insurance Premiums at Convenience Stores Begins

Suginami City is the first local government in Japan to allow remittances for National Health Insurance premiums to be made at convenience stores, starting June 2003.

Convenience stores have been added to the list of locations where payments of NHI premiums can be made (such as financial institutions and post offices, as well as at the City Office, residents offices and annex offices). For payment at a convenience store you will need to use the special payment slips designed for convenience stores, which have a bar code. This means you can pay at any time without worrying about the time of day or the day of the week. Please take advantage of this handy method of payment at convenience stores.

You can make your premium payment at the following convenience stores:
Seven-Eleven, Lawson, FamilyMart, Sunkus, Circle K, Ministop, Daily Yamazaki, Poplar, Seikatsu Saika, Kurashi House, Seikomart (only in the Kanto and Hokkaido areas), Spar (only in the Hokkaido area), Community Store, Three F, Hotspat (only designated stores), Save on and Cocostore.

Payment Slips Will Change

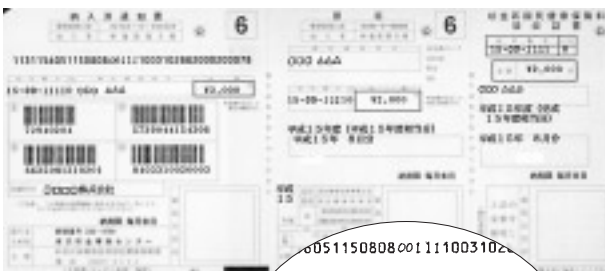
With the start of this system, the payment slips for National Health Insurance premiums will

change from the familiar original invoice to a payment slip with a bar code. Please note that payment cannot be made at convenience stores with the original invoice (it has no bar code).

* The original invoice is only accepted at financial institutions and post offices, as well as at the City Office, residents offices and annex offices.

1. As of June, the National Health Insurance premium payment slips sent from the City Office will have a bar code.
2. Payment slips cannot be issued at convenience stores. When making your payment, be sure to use the payment slip with a bar code.
3. The only payments that can be made at convenience stores are those for National Health Insurance premiums of Sugunami City.

Inquiries: Premium Collection Subsection, National Health Insurance Section



Payment slips with a bar code for FY2003 will be mailed on June 17

The System Will Change

The Number of Payments Will Change

1. Notification and payment slips for FY2003 will be mailed on June 17 (only a notification letter will be sent to those who pay by bank account transfer).
2. The payment method for National Health Insurance premiums will change.

The number of installments for health insurance premiums will change from 12 times a year to 10 times a year (this includes those who pay by bank account transfer). There are no payments due in April and May. The portions for these two months are divided and included in the installments paid from June through March of the following year.

National Health Insurance Premiums for FY2003 Have Been Adjusted

1. Medical Insurance Premium (Basic Fee) = Insurance premiums to be collected from all insured members.

Premium Rate on Income Levy = 2.04

Insurance premiums are calculated by multiplying the total residents' tax of all the household's insured members by this rate.

Per Capita Levy = ¥29,400 per insured member per year.

Maximum Ceiling = ¥530,000 per year per household (same amount as FY2002).

2. Nursing Insurance Premium (Nursing Fee) = Insurance premiums to be collected from insured members between 40 and 64 years of age.

Premium Rate on Income Levy = 0.23

Insurance premiums are calculated based on multiplying the total residents' tax of all applicable household insured members by this rate.

Per Capita Levy = ¥9,000 per applicable insured member per year.

Maximum Ceiling = ¥70,000 per year per household (same amount as FY2002).

Inquiries: Qualification Subsection, National Health Insurance Section

Report Forms Will Be Mailed

Report forms will be mailed in late June to those who have not filed their FY2003 Resident's Tax report. The health insurance premiums may be reduced in some cases if those who did not receive an income during 2002 complete this report. Please be sure to return this report after completing the form.

Inquiries: Qualification Subsection, National Health Insurance Section

Events Calendar (June and July)

The Association for Culture and Exchange of Sugunami (ACES) organizes various fun events in which foreign residents feel free to participate and people from around the world, including Japanese, enjoy friendly exchanges. Please join in!

Japanese Conversation Class

Date and time: Saturdays until July 12, 2:00 to 4:00 p.m.

Location: Association for Culture and Exchange of Sugunami (ACES) Exchange Floor

Capacity: 40 people

Fee: ¥1,000

Introduction to Foreign Cultures Class — The Silk Road 2

Date and time: June 14 (Sat.), 12:30 to 4:00 p.m.

Location: Hall for Industrial and Commercial Use (3-2-19 Asagayaminami)

Capacity: 120 people

Fee: ¥1,000

Home Visit

Date and time: June 22 (Sun.), from 2:00 p.m.

Location: The home of a Japanese family in the city

Fee: Free

International Cooking Class — Vietnam

Date and time: July 5 (Sat.), 10:00 a.m. to 2:00 p.m.

Location: Eifuku Izumi Chiiki Kumin Center (3-8-18 Izumi)

Capacity: 24 people

Fee: ¥2,000

International Exchange Salon

The Salon is located on the International Exchange Floor (5F) of the ACES office. Please stop by and enjoy free and open communication with foreign and Japanese residents.

Hours: Mondays (except national holidays), 1:30 to 4:30 p.m.

Location: ACES Exchange Floor (Minami-Asagaya Building 5F)

Fee: Free

Other: Food and drinks are permitted at the

International Exchange Salon. Please note that political, religious or for-profit activities are prohibited. The Salon is also open one evening a month, so please feel free to stop by. (Please call for more information about evening open hours.)

ACES Counseling Services for Foreign Residents

ACES offers free counseling on difficulties encountered in everyday life.

Date and time: Fridays, 1:00 to 4:00 p.m.

Place: ACES

Languages: Japanese, English, Chinese and Korean

How to apply: In person, by telephone or by letter (mail or fax)

Fee: Free

* For more information on the above, contact ACES, Minami-Asagaya Building 5F, 1-14-2 Asagayaminami 166-0004.

Tel: 5378-8833 Fax: 5378-8844

Published by: Sugunami City Office, Editing: Public Relations Section, Address: 1-15-1 Asagaya-minami, Sugunami-ku, Tokyo 166-8570.
Tel: 3312-2111 (main switchboard), Fax: 3312-9911 (direct line for Public Relations Section) (Please make inquiries in Japanese.)http://www.city.suginami.tokyo.jp/

Hello! SUGINAMI

This page provides information about the city in English for foreign residents living in Sugunami City and appears regularly on page 8 of this bulletin, published on the 1st day of even-numbered months. The articles here were previously published in the Japanese version newsletter, *Koho Sugunami* and other publications.
このページでは、杉並区に住む外国人の方に、英語で区の情報をお知らせしています(偶数月の1日号8ページに掲載)。なお、日本語版をご希望の方は、広報課へ。

国民健康保険料のコンビニ納付はじまる

全国の自治体に先駆け、杉並区では国民健康保険料の納付書でのお支払いが、平成15年6月から、コンビニエンスストア(コンビニ)でも可能になりました。

これまでの納付場所(金融機関・郵便局および区役所・区民事務所・分室)に、新しくコンビニが加わります。コンビニ用の納付書(バーコード付き)があれば、時間や曜日を気にせず、いつでもお支払いいただけます。便利なコンビニ納付を、ぜひご利用ください。

お支払いできるコンビニは次のとおりです。
セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サンクス、サークルK、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、セイコーマート(関東・北海道地区のみ)、スーパー(北海道地区のみ)、コミュニティ・ストア、スリーエフ、ホットスパ(取扱店のみ)、セーブオン、ココストア

申告書を送付します

15年度住民税が未申告の方に、6月末に申告書を送付します。14年中に収入のない方で、この申告書を提出していただくと、保険料が減額になる場合があります。ご記入のうえ必ず送り返してください。

問い合わせは、国民健康保険課資格係へ

納付書が変わります

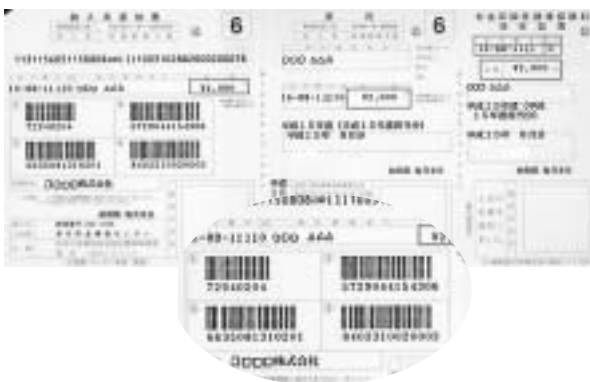
コンビニ納付の開始に伴い、従来の様式からバーコード付きの納付書に変わります。従来の納付書(バーコード無し)は、コンビニではお取り扱いできませんのでご注意ください。従来の納付書は、金融機関・郵便局および区役所・区民事務所・分室でのみお取り扱いできます。

A 6月以降、区から送付する国民健康保険料納付書は、バーコード付きになります。

B コンビニでは納付書を発行することはできません。納付の際は、必ずバーコード付きの納付書をお持ちください。

C コンビニ納付ができるのは、杉並区の国民健康保険料に限ります。

問い合わせは、国民健康保険課収納係へ。



15年度保険料のバーコード付き納付書は、6月17日に送付します

制度が変わります

納める回数が変わります

A 15年度保険料額通知書と納付書を6月17日に送付します(口座振替ご利用の方には通知書のみを郵送します)。

B 国民健康保険料の納め方が変わります。保険料を納める回数が、年12回から10回になります(口座振替ご利用の方も含まれます)。4月・5月は保険料のお支払いがない月です。その分は、6月から翌年3月までの保険料に振り分けて上乗せされます。

15年度国民健康保険料を改定しました

A 医療分保険料(基礎賦課額保険料) = すべての被保険者にご負担いただく保険料

所得割保険料率 = 100分の204

保険料額は、世帯の被保険者全員の住民税合計額に、この料率を乗じて得た額となります。

均等割保険料額 = 被保険者一人につき年29,400円

最高限度額 = 一世帯あたり年53万円(14年度と同額)

B 介護分保険料(介護納付金賦課額保険料) = 40歳から64歳までの被保険者に加算される保険料

所得割保険料率 = 100分の23

保険料額は、世帯の該当者全員の住民税合計額に、この料率を乗じて得た額となります。

均等割保険料額 = 該当者一人につき年9000円

最高限度額 = 一世帯あたり年7万円(14年度と同額)

問い合わせは、国民健康保険課資格係へ

5~7月のイベント情報

杉並区文化・交流協会では、外国人の方が気軽に参加でき、日本人をはじめ多くの外国人の方が楽しく交流できるイベントをたくさん企画しています。皆さんも、ぜひご参加ください。

日本語交流会

【日時】5月17日~7月12日の毎週土曜日午後2時~4時【場所】杉並区文化・交流協会交流フロアー【定員】40名【参加費】1000円

海外文化セミナー

「シルクロード2」
【日時】6月14日(土)午後0時30分~4時【場所】産業商工会館(阿佐谷南3-2-19)【定員】120名【参加費】1000円

ホームビジット

【日時】6月22日(日)午後2時~【場所】区内日本人宅【参加費】無料

国際交流料理講座

「ベトナム」

【日時】7月5日(土)午前10時~午後2時【場所】永福和泉地域区民センター(和泉3-8-18)

【定員】24名【参加費】2000円

国際交流サロン

日本人と外国人の皆さんが自由に楽しく交流できる場所として、協会事務所の5階を国際交流サロンとして開放しています。

【日時】毎週月曜日午後1時30分~4時30分(祝日は除く)【場所】杉並区文化・交流協会交流フロアー(みなみ阿佐ヶ谷ビル5階)【参加費】無料【その他】国際交流サロンでの飲食はOKです。なお、政治活動、宗教活動および営利を目的とした使用はできません。また、月に一回程度、夜間も開放していますので、是非ご利用ください。(日時はお

問合せください)

外国人相談

外国人の皆さんが抱えている困りごとや悩みにお応えするため、外国人相談窓口を開設しています。

【日時】毎週金曜日午後1時~4時【場所】杉並区文化・交流協会交流フロアー

【使用言語】日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語【相談方法】来所・電話・文書(郵送・FAX)【費用】無料

以上の問合せは杉並区文化・交流協会交流係(阿佐谷南1-14-2みなみ阿佐ヶ谷ビル5階 @ 5378-8833 FAX5378-8844)